

第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等

基本協定書

目 次

第1条	(定 義)	1
第2条	(趣 旨)	3
第3条	(基本的合意)	3
第4条	(SPC の設立)	3
第5条	(SPC の株主)	4
第6条	(運営権の設定)	6
第7条	(実施契約の締結)	6
第8条	(資金調達協力義務)	7
第9条	(実施契約の不成立)	8
第10条	(秘密保持)	8
第11条	(本協定の有効期間)	9
第12条	(協 議)	9
第13条	(準拠法及び裁判管轄)	9
別紙 1	優先交渉権者構成員の出資一覧	11
別紙 2	株主誓約書の様式	12

第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等に関して、鳥取県（以下「県」という。）と株式会社日本共創プラットフォーム、株式会社オリエンタルコンサルタンツは、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定 義）

第1条 本協定において用いられる次の用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、次に定める意味を有するものとする。

- (1) 「運営権」とは、本空港について、第6条に基づき令和8年6月29日付でSPCに設定される予定のPFI法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (2) 「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
- (3) 「親会社」とは、会社法第2条第4号に定める親会社をいう。
- (4) 「会社等」とは、会社法施行規則第2条第3項第2号に定める会社等をいう。
- (5) 「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）をいう。
- (6) 「会社法施行規則」とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）をいう。
- (7) 「関連会社」とは、会社法施行規則第2条第3項第20号に定める関連会社をいう。
- (8) 「空港法」とは、空港法（昭和31年法律第80号）をいう。
- (9) 「空港法施行令」とは、空港法施行令（昭和31年政令第232号）をいう。
- (10) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。
- (11) 「実施契約」とは、本事業の実施に関し、県とSPCとの間で締結される第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約をいう。
- (12) 「代表企業」とは、優先交渉権者構成員のうち、提案書類に代表企業として記載された株式会社日本共創プラットフォームをいう。
- (13) 「提案書類」とは、優先交渉権者が令和7年4月24日付で提出した第一次審査書類、令和7年9月4日付で提出した第二次審査書類、及び第二次審査書類の提出日以降における本事業の実施に係るその他の提案書類一式（第二次審査書類についての確認事項回答文書、その他提案書類一式に関して県が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（県に提出された書類を含む。）を含む。）をいう。
- (14) 「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）をいう。

- (15) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (16) 「ビル施設事業者」とは、鳥取空港ビル株式会社をいう。
- (17) 「ビル施設事業者株式」とは、ビル施設事業者の発行済株式をいう。
- (18) 「ビル施設事業者株式譲渡予約契約」とは、県が各ビル施設事業者株主との間で、それぞれ令和 6 年 6 月 10 日に締結した、ビル施設事業者株式にかかる株式譲渡予約契約を個別に又は総称していう。
- (19) 「ビル施設事業者株主」とは、ビル施設事業者の株主をいう。
- (20) 「募集要項」とは、県が令和 7 年 2 月 3 日付で公表した、第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等募集要項をいう。
- (21) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに鳥取県のホームページへの掲載、バーチャルデータルームでの開示その他適宜の方法によって公表した質問回答その他これらに関して県が発出した書類（基本協定書（案）、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を除く。）をいう。
- (22) 「本完全無議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（会社法第 108 条第 1 項第 3 号）をいう。
- (23) 「本完全無議決権株主」とは、本完全無議決権株式の株主をいう。
- (24) 「本議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (25) 「本議決権株主」とは、本議決権株式の株主をいう。
- (26) 「本空港」とは、空港法第 5 条第 1 項、空港法施行令第 1 条第 3 項において特定された鳥取空港をいう。
- (27) 「本事業」とは、地方管理空港特定運営事業等として、実施契約に基づき本空港において要求水準書に従って実施される事業として実施契約に規定される各事業の総称をいう。
- (28) 「優先交渉権者」とは、募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定された JPiX・OC コンソーシアムをいう。
- (29) 「優先交渉権者構成員」とは、優先交渉権者を構成する法人であって、本議決権株主である株式会社日本共創プラットフォーム及び株式会社オリエンタルコンサルタンツをいう。
- (30) 「要求水準書」とは、第 2 期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。

(趣 旨)

第2条 本協定は、募集要項等に定める手続によって、優先交渉権者構成員が SPC を通じて本事業を実施する者として選定されたことを確認し、優先交渉権者構成員が本事業を実施するために第4条に基づき今後設立する SPC をして、第7条に基づき県との間で実施契約を締結せしめ、その他本事業を円滑に実施するために、県と優先交渉権者構成員が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

(基本的合意)

第3条 県及び優先交渉権者構成員は、優先交渉権者が募集要項等に定める手続によって SPC を設立し、SPC をして本事業を実施させる者として選定されたことを確認する。

- 2 優先交渉権者構成員は、募集要項等に記載された条件を遵守のうえ、県に対し提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

(SPC の設立)

第4条 優先交渉権者構成員は、本協定締結後速やかに、次の各号の要件を満たす SPC を設立し、SPC の設立登記完了後速やかに SPC に係る履歴事項全部証明書、定款の原本証明付の写し、代表印の印鑑証明書及び SPC に係る株主名簿の原本証明付の写しを県に提出しなければならない。

- (1) SPC は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) SPC は、(i) 設立時における資本金と資本準備金の合計額が 1,000 万円以上であること、(ii) 本事業開始日（実施契約に定める定義による。）における資本金と資本準備金の合計額が 6 億円以上であること。但し、本事業開始日における資本金と資本準備金の合計額 6 億円に満たない場合でも、当該合計額に SPC が銀行からの融資等により調達した資金を加えた金額が 6 億円以上であることで足りるものとする。
- (3) SPC の定款に、SPC が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであるとの規定があること。
- (4) SPC の定款に、SPC 設立時において、会社法第 326 条第 2 項に基づき取締役会、監査役及び会計監査人を置く規定があること。
- (5) SPC の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (6) SPC は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当し

ないこと。

- 2 優先交渉権者構成員は、SPC の設立登記完了後速やかに、SPC をして、設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人を県に通知させるものとする。

(SPC の株主)

第 5 条 すべての優先交渉権者構成員は、前条第 1 項に基づき SPC を設立するに当たり、**別紙 1** に優先交渉権者構成員の出資額として記載されている金額を出資し、かかる出資に対応する本議決権株式の割当を受けるものとする。

- 2 優先交渉権者構成員は、SPC 設立時において、次の事項を誓約し、SPC 設立と同時に、**別紙 2** に記載の様式の誓約書を提出するものとする。

- (1) 本議決権株主は、本議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、他の本議決権株主以外の第三者に対して譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）を行おうとするときは、書面による県の事前の承認を受けるものとする。本議決権株主がかかる義務に違反して本議決権株式を処分した場合には、当該本議決権株主は、県に対し、当該本議決権株式の処分価格相当額の違約金を支払う。本完全無議決権株主は、本完全無議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券を発行する場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、会社法の規定に従う限り、自由に処分を行うことができる。
- (2) 本議決権株主は、前号の規定に従いその所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、**別紙 2** 記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ県に提出させるものとする。ただし、当該処分先が上記と同様の内容の誓約書を既に提出している場合には再度の提出は不要とする。
- (3) SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合において株主総会の決議が必要となるときは、本議決権株主は、県の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。ただし、SPC が、①本議決権株主に対して本議決権株式を発行する場合又は②本完全無議決権株式を発行する場合、本議決権株主は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。
- (4) 本議決権株主は、SPC が、前号の規定に従い本議決権株主以外の第三者に対して新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当該本議決権株式の引

受先をして、**別紙 2**に記載の様式の誓約書をあらかじめ県に提出させるものとする。ただし、当該引受先が上記と同様の内容の誓約書を既に提出している場合には再度の提出は不要とする。

- (5) 本議決権株主は、自ら又は SPC をして、次のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分し、又は新たに本議決権株式を発行させてはならない。
- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされておらず、かつ、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
 - ④ 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
 - ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 本議決権株主は、株主間契約（2 者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結した場合、その写しを県に提出するものとする。当該契約が変更された場合も同様とし、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨県に通知する。
- 3 本議決権株主が本議決権株式の処分又は新規発行について前項第 1 号又は第 3 号の県の事前の書面による承認を求めた場合において、①本議決権株式の処分先又は新たな本議決権株式の引受先が前項第 5 号に定める要件を満たしており、②当該処分又は新規発行によっても SPC が前項第 5 号に定める要件を満たすものであり、かつ、③当該本議決権株式の処分者及び処分先又は当該新たな本議決権株式の引受先が、(i)当該処分先又は引受先が公募時に設定された参加資格に準じた資格要件を満たす者であること及び(ii)当該処分又は発行が SPC の事業実施の継続を阻害しない（当該本議決権株式の処分者から SPC に出向している職員が本議決権株式の処分と共に引き上げることで要求水準書又は提案書類に定める SPC の義務履行に支障をきたすような状況等とならない）ことを証明した場合には、県は、関係行政機関と協議したうえで、当該株式処分又は新規株式発行を承認する。

(運営権の設定)

第6条 県及び優先交渉権者構成員は、第4条に定めるSPC設立後速やかに、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、SPCに本事業の運営権を設定するものとする。

2 前項の運営権に基づく空港運営等事業（実施契約に定める定義による。）は、実施契約で別途定める前提条件をSPCが充足することを停止条件として開始するものとする。

3 第1項に定める運営権の登録申請書の作成その他運営権の登録に必要な費用等は、優先交渉権者構成員又はSPCがこれを負担するものとする。

(実施契約の締結)

第7条 県及び優先交渉権者構成員は、前条に定める運営権の設定と同日に、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、県とSPCとの間において実施契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。なお、県は、募集要項等に定める手続において修正された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

2 優先交渉権者構成員は、県から請求があった場合には速やかに、県に対し、提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として県が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報（以下「資料等」という。）を提供する。

3 前項に基づき提案書類を明確にする過程において、県が資料等の中に募集要項等に記載された条件に合致しない内容が含まれていると判断した場合、優先交渉権者構成員は、自己の責任及び費用において、提案書類及び資料等が募集要項等に記載された条件に合致するよう訂正する。

4 県は、募集要項等の定めるところに従い、実施契約の締結日までに「空港の利用促進に関する事業」、「にぎわいの創出に関する事業」、「除雪業務に関する事業」及び「空港脱炭素化推進に関する事業・業務」について提案書類に基づく要求水準（実施契約に定める定義による。）を定めるものとする。

5 優先交渉権者構成員は、SPCの設立の前後を問わず、また、実施契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、県は、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする。なお、優先交渉権者構成員は、SPC設立に際して、それ以前に優先交渉権者構成員が行った準備行為をSPCに引き継ぐものとする。

6 県は、実施契約の締結がなされる前に優先交渉権者構成員のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき（第6号に定める事由については、当該事由が判明したとき）は、実施契約を締結しないことができる。

- (1) 本事業に関し、優先交渉権者構成員が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は優先交渉権者構成員を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号若しくは同第 2 号の規定に違反したことによって、公正取引委員会が優先交渉権者構成員に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 本事業に関し、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）において、優先交渉権者構成員が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は優先交渉権者構成員が構成事業者である事業者団体が第 8 条第 1 号若しくは同第 2 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令によって、優先交渉権者構成員又は優先交渉権者構成員が構成事業者である事業者団体に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号若しくは同第 2 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権者構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本事業に関し、優先交渉権者構成員（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑の容疑によって公訴が提起されたとき。
 - (5) 優先交渉権者構成員が、PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当したとき。
 - (6) 優先交渉権者構成員が、偽りその他不正の方法によって募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定されたとき。
- 7 県及び優先交渉権者構成員は、実施契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

（資金調達協力義務）

第 8 条 優先交渉権者構成員は、提案書類の定めに従い、SPC へ出資し、SPC への出資者を募り、また、SPC による借入れその他の SPC の資金調達を実現させるものと

する。

(実施契約の不成立)

第9条 優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由によって、実施契約の締結に至らなかった場合、次のとおりとする。

- (1) 既に県及び優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用は、すべての優先交渉権者構成員が連帯して負担する。
 - (2) 県は、優先交渉権者構成員に対して、違約金として、金1億円を請求することができる。この場合、すべての優先交渉権者構成員は連帯して当該違約金を支払う。
 - (3) 前号の規定は、県に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、県が優先交渉権者構成員に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。
- 2 県の責めに帰すべき事由によって、実施契約の締結に至らなかった場合、既に優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、県と優先交渉権者構成員の協議によって決定されるものとする。
- 3 県及び優先交渉権者構成員のいずれの責めにも帰すべからざる事由によって、実施契約の締結に至らなかった場合は、既に県及び優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持)

第10条 県及び優先交渉権者構成員は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所、監督官庁、金融商品取引所又は金融商品取引業協会によって開示が命ぜられた場合、法令等によって開示が必要とされる場合、優先交渉権者構成員が本事業に関する資金調達に必要な範囲で金融機関等に対して、優先交渉権者構成員と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、県が鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）等に基づき開示する場合、並びに①当該情報を知る必要のある県若しくは優先交渉権者構成員の従業員等（県の職員及び優先交渉権者構成員の役員を含む。）若しくは県若しくは優先交渉権者構成員の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある優先交渉権者構成員の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ県との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、県及び優先交渉権者構

成員と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合は、この限りでない。

(本協定の有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定締結の日から本事業開始日までとする。ただし、実施契約の締結に至らなかった場合は、実施契約の締結に至る可能性がないと県が判断して代表企業に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、次項並びに前二条及び第 13 条の規定の効力は存続するものとする。

- 2 本協定の終了後においても、本議決権株主が本議決権株式の処分又は新規発行について県の事前の承認を求めた場合、第 5 条第 3 項に記載の条件がすべて充足された場合には、県は、原則として当該株式処分又は新規株式発行を承認する。

(協 議)

第 12 条 本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて県と優先交渉権者構成員が誠実に協議して、これを定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 13 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は鳥取地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書 3 通を作成し、県並びに代表企業及び各優先交渉権者構成員は、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 8 年 5 月 12 日

鳥取県

住 所 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県知事 平井 伸治

代表企業 株式会社日本共創プラットフォーム
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号
丸の内二丁目ビル 6 階
代表取締役社長 松本 順

優先交渉権者構成員 株式会社オリエンタルコンサルタンツ
住 所 東京都渋谷区本町三丁目 12 番 1 号
住友不動産西新宿ビル 6 号館
代表取締役社長 野崎 秀則

別紙 1 優先交渉権者構成員の出資一覧

普通株式

	株数	金額
株式会社日本共創プラットフォーム	983 株	983 万円
株式会社オリエンタルコンサルタンツ	17 株	17 万円
計	1,000 株	1,000 万円

別紙2 株主誓約書の様式

株 主 誓 約 書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住所
代表取締役

(以下「当社」という。)は、本日付で、県に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、県及び株式会社日本共創プラットフォーム、株式会社オリエンタルコンサルタンツとの間の第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等基本協定書並びに県と株式会社鳥取エアポート(以下「SPC」という。)との間で締結される第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書に定めるとおりとします。また、本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は鳥取地方裁判所とします。

記

1. SPCが、令和 年 月 日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 当社は、本議決権株式(当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本書において同じ。)について、他の本議決権株主以外の第三者に対して譲渡、質権設定その他の担保設定(以下総称して「処分」という。)を行おうとするときは、書面による県の事前の承認を受けること。かかる義務に当社が違反して本議決権株式を処分した場合には、県に対し、当該本議決権株式の処分価格相当額の違約金を支払うこと。
3. 当社は、前号の規定に従いその所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、

当該処分先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ県に提出させること。ただし、当該処分先が本誓約書と同様の内容の誓約書を既に提出している場合には再度の提出は不要とする。

4. SPC が新たに本議決権株式を発行しようとする場合において株主総会の決議が必要となるときは、当社は、県の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使すること（ただし、SPC が、①本議決権株主に対して本議決権株式を発行しようとする場合又は②本完全無議決権株式を発行する場合、当社は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができる。）。

- 4の2. SPC が、前号の規定に従い本議決権株主以外の第三者に対して新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当社は、当該本議決権株式の引受先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ県に提出させること。ただし、当該引受先が本誓約書と同様の内容の誓約書を既に提出している場合には再度の提出は不要とする。

5. 当社は、自ら又は SPC をして、次のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分し、又は新たに本議決権株式を発行させないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6. 当社は、株主間契約（2 者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結した場合又は締結後に変更した場合、その写しを県に提出する（また、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨県に通知する。）こと。

7. 当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所、監督官庁、金融商品取引所又は金融商品取引業協会によって開示が命ぜられた場合、法令等によって開示が必要とされる場合、当社が本事業に関する資金調達に必要な範囲で金融機関等に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員等（役員を含む。）若しくは当社の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある当社の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ県との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、県の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。